

瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月12日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第7号

瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則（昭和53年瀬戸市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受給者証の交付申請) 第3条 <省略> 2 <省略> 3 <u>市長は、第1項の規定による申請があった場合において、受給資格者に該当すると認めるときは、受給者証を交付するものとする。</u> 4 <u>受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。この項において「開始日」という。）から開始日以後最初に到来する7月31日（その者がその日までに受給資格者でなくなる場合は、受給資格者でなくなる日。以下「有効期限」という。）までとする。</u> (受給者証の更新申請等) 第4条 <u>受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、母子家庭等医療費受給者証交付・更新申</u>	(受給者証の交付申請) 第3条 <省略> 2 <省略> (受給者証の更新申請等) 第4条 <u>受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、毎年6月1日から同月30日までの間に、母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書兼母子家庭等医療費受給資格等</u>

<p>請書兼母子家庭等医療費受給資格等変更・喪失届に前条第2項に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>変更・喪失届に前条第2項に規定する書類を添え、これを市長に提出して受給者証の更新を申請することができる。</p>
<p>2 前項に規定する申請には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、前条第4項中「前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。」とあるのは「前回の有効期限の翌日（」と、「開始日」とあるのは「更新日」と読み替える。</p>	
<p>3 <省略></p>	<p>2 <省略></p>

第2号様式、第3号様式、第4号様式及び第5号様式中「瀬戸市長 殿」を「（宛先）瀬戸市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。